

令和4年 第2回 ふじみ野市農業委員会総会議事録								
招集日時	令和4年2月25日		開会場所	ふじみ野市役所本庁舎3階 A301会議室				
開会の日時 及び宣告者	開会	令和4年2月25日 午後1時28分 議長						
	閉会	令和4年2月25日 午後2時5分 議長						
議長	新井良司							
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠	
1	粕谷 雄一		出	10	有山 茂幸		出	
2	久保田 清		出	11	岸 勇		出	
3	駒井 一正		出	12	高野 喜好		出	
4	早川 英希		出	13	浅海 伊佐男		出	
5	嶋田 利行		出	14	新井 良司		出	
6	鈴木 智之		出	15	柳川 嗣於(最)		出	
7	富田 博明		出	16	塩野 和義(最)		出	
8	星野 秀雄		出	17	宮寺 康夫(最)		出	
9	原田 宏美		出					
出席者数		農業委員		定数	14名	出席者		14名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者		3名
議事参与(説明者)				書記				
葛籠貫 智洋								
松田 薫樹								
有山 俊夫								
飯塚 勝貴								

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和4年2月25日</p> <p>議 長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和4年2月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所本庁舎3階A301会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時28分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に7番・8番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件、12件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>3番、4番、6番の件は、別々の建物なのか。</p> <p>それぞれに共同住宅が建ちます。</p> <p>他に質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第3号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は、申請地に隣接する土地に企業3社の従業員用に合計20台分を駐車場として貸しております。その土地に今後障がい者施設を建築する計画があり、代替え地として既存駐車場と隣接しているため申請地が最適地であると考え申請に至りました。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p>
	事務局	

日程第5	議 長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。
	8 番委員	2月15日に7番委員、事務局1人の3人で現地調査を行いました。
	議 長	整地されており特に問題は無いと思います。
	4 番委員	地元委員さんは何かありますか。
	議 長	現地調査の報告のとおり特に問題はありません。
	全 委 員	質疑はありますか。
	議 長	なし。
	全 委 員	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	議 長	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、議案第4号の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 議案第4号について終了します。
議 長	日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。	
議 長	この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。	
事 務 局	議案書朗読、説明。 申請人は、水道工事業を営んでおり隣接する土地を資材置場として所有者から借りています。この度、この土地が現況は道路となっていますが地目が畑となっていることを知り申請に至りました。この道路は、位置指定道路に指定されており現在も隣接する方が使用しています。建築基準法により延長が長い場合の回転スペースの一部となっています。 農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。	

日程第 6	議 長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。
	8 番委員	2月15日に7番委員及び事務局の3人で現地調査を行いました。
		アスファルト舗装されていて道路として使用しています。追認で特に問題は無いと思います。
	議 長	地元委員さんは何かありますか。
	3 番委員	何も問題は無いと思います。
	議 長	質疑はありますか。
	9 番委員	以前は是正してから申請を受け付けていたと思うが、受付方法が変更されたのか。
	事 務 局	原則変わっていません。埼玉県を担当者とは位置指定道路として古くから利用されていたということもあり、是正なしで賃借を行う追認申請することで調整済です。
	議 長	他に質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
	議案第5号について終了します。	
議 長	日程第6、議案第6号 農用地利用集積計画の所有権移転定についての議題、1件について審議をお願いします。	
	この案件について事務局から議案の朗読及び説明を求めます。	
事 務 局	議案書朗読、説明。	

<p>日程第 7</p>	<p>議 長 8 番委員 議 長 4 番委員 議 長 全 委 員 議 長 全 委 員 議 長 議 長 事 務 局</p>	<p>この案件は令和 3 年 1 1 月の総会で審議し、その後令和 4 年 1 月に取消申請の出た案件です。</p> <p>受人は川越市下赤坂在住で、トラクターと農業用トラック 4 台、5, 0 0 0 m²以上の農地を所有しています。</p> <p>また、野菜出荷補助のため 3 人の臨時雇用員を雇っているなど作付面積を増やして農業経営規模を拡大するための申請となります。</p> <p>今回は農業経営基盤強化促進法による利用権設定の所有権移転であり、今後土地の登記事務を市が代位で行うこととなります。受人は川越市の方ですが川越市の要件も確認した上での申請となっております。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>2 月 1 5 日に 7 番委員及び事務局の 3 人で現地調査を行いました。</p> <p>きれいに耕されており問題ないと思います。</p> <p>地元の委員さん何かありますか。質疑はありますか。</p> <p>特に問題ないと思います。</p> <p>質疑等ありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑等なければ承認してよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>議案第 6 号については承認することに決定します。</p> <p>議案第 6 号について終了します。</p> <p>日程第 7、議案第 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1 件を議題とします。この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p>
--------------	---	---

	<p>議長</p> <p>8番委員</p> <p>議長</p> <p>5番委員</p> <p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p>	<p>農地を取得した相続人が、その農地等で農業を営む場合には、その農地の価格のうち、農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予し、相続人が死亡した場合には、猶予税額が免除されます。</p> <p>農地の相続税納税猶予を新規に受けるためには、相続税納税猶予適格者証明書が必要となります。</p> <p>適用の要件は、申告期限までに遺産分割されていること、特定市街化区域においては生産緑地であること、被相続人は対象農地で農業を営んでいた人または実際に畑で作業が出来なかった場合は経営権を持っていた人、相続人は既に農業を行っているか、または相続税の申告期限までに農業経営を開始しその後も引き続き農業経営を行うと認められる人となっています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>2月15日に7番委員と事務局の3人で現地確認を行いました。</p> <p>現地はきれいに管理されており、問題は無いと思います。</p> <p>地元委員さん説明をお願いします。</p> <p>相続人は農地をきれいに耕やしており、野菜の栽培や夏には自宅前で直売も行っています。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、議案第7号について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第7号につきましては原案のとおり決定します。</p> <p>議案第7号について終了します。</p>
--	---	---

<p>日程第 8</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第 8、議案第 8 号、生産緑地取得の斡旋についての件、1 件を議題とします。</p> <p>案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>1 2 月の総会で生産緑地の主たる従事者証明についての議案にて審議した案件です。</p> <p>審議後に買取り申出者は市に対して買取り申出を行いましたが、市が買取りを希望しないため、生産緑地法第 1 3 条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。</p> <p>買取り希望の申出がありましたら令和 4 年 3 月 1 1 日までに事務局へ連絡をお願いします。</p> <p>議案第 8 号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これを持ちまして、令和 4 年第 2 回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後 2 時 5 分)</p>
--------------	---	---